

交付額の算定が適切でなかったため、交付金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 2億0283万円

1 交付金事業の概要

那覇港管理組合は、平成26年度から令和元年度までの間に、沖縄振興公共投資交付金事業として、那覇港の泊ふ頭において、フェリー等の利用者のために、臨港交通施設である既存の道路等に屋根付き歩道の整備を事業費計3億5897万円(交付対象事業費計3億5794万円)で実施した。

沖縄振興公共投資交付金の交付要綱によれば、交付金事業における港湾改修事業は、港湾法に規定する港湾施設のうち、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地の建設又は改良を行う事業とされている。そして、これらの港湾改修事業のうち、離島間の連絡船等の港内における安全な航行、係留の確保を目的として実施する事業に係る国の負担割合は、交付対象事業費の9/10以内とすることとされており、港湾施設の利便性の向上に資する局部的な改良を行う事業に係る国の負担割合は、交付対象事業費の1/3以内とすることとされている。

事業主体である同組合は、フェリー等の利用者の通行経路を整備することにより、係留作業と利用者の動線が分離されて、このことが安全な係留作業につながることから、本件交付金事業が、離島間の連絡船等の港内における安全な航行、係留の確保を目的として実施した事業であるとして、国の負担割合を9/10として交付金の額を計3億2214万円と算定し、完了実績報告書を沖縄県に提出するなどして、同額の交付金の交付を受けていた。

2 検査の結果

本件交付金事業は、フェリー等の利用者が通行していた臨港交通施設である既存の道路の歩道部分に雨よけなどのための屋根を設置するなどして、港湾施設の利便性を向上させるための局部的な改良を実施した事業であり、離島間の連絡船等の港内における安全な航行、係留の確保を目的とした事業とは認められないことから、交付対象事業費について国の負担割合を9/10としたのは誤りであって、正しくは1/3以内であった。

したがって、交付要綱に基づき、本件交付金事業に係る交付対象事業費について国の負担割合を1/3として適正な交付金の額を算定すると計1億1931万円となり、前記の交付金交付額3億2214万円との差額2億0283万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する国 庫補助金等交 付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
沖縄総合事務局	沖縄県	那覇港管理組合	沖縄振興公共投資交付金	平成26～令和元	円 3億5897万 (3億5794万)	円 3億2214万	円 3億5794万 (3億5794万)	円 2億0283万